

離婚届

令和 年 月 日 届出

(宛先) 秋田市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	秋田県秋田市長 印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

署名は必ず本人が自署してください。消えるボールペンは使用しないでください。

(1)	(よみかた) 氏 名 生 年 月 日	夫 氏 名 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	妻 氏 名 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
(2)	住 所 (住民登録をしているところ)	方書 世帯主の氏名	方書 世帯主の氏名
(3)	本 籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名	番地番
(4)	父 母 及 び 養 父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	夫の父 母 続 き 柄 男	妻の父 母 続 き 柄 女
(5)	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
(6)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	番地番
(7)	未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(8)	同居の期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 まで <input type="checkbox"/> 平成 (同居を始めたとき) <input type="checkbox"/> 令和 (別居したとき)	同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	届出人署名	夫 印	妻 印
	事件簿番号		

→離婚後、住所が変わる方で転入届・転居届を同時になさる方は、新住所を書いてください。

→実父母がすでに死亡している時でも書いてください。

→離婚後も婚姻中の氏を称する場合は何も記載しないでください。

→同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

夫

確認: 有・無 (不受理確認)

方法: パ・免・マ 他 ()

通知: 有・無

妻

確認: 有・無 (不受理確認)

方法: パ・免・マ 他 ()

通知: 有・無

住定年月日

夫 昭和 年 月 日
平成 令和

妻 昭和 年 月 日
平成 令和

決 裁 送 付

◎ 証人...協議離婚の場合は成年者2名の署名が必要です。署名は必ず本人が自署してください。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	印
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 平成
住 所	方書
本 籍	番地番

《ご持参いただくもの》

- 署名のある離婚届1通
- 住所が変わる方は、住民異動届が必要
- 官公庁発行の身分証明書
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- 国民健康保険証 (秋田市の国民健康保険に加入している方)
- 裁判離婚の場合
 - 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

《執務時間外の受付》

戸籍関係の届出は、休日及び執務時間外でも夜間休日受付に提出できます。ただし、書類が不備のときは、補正においていただいたり届書をお返しする場合がありますので、あらかじめ戸籍の窓口において書類の事前審査を受けるようおすすめします。

なお、転出及び国民健康保険の手続については取扱いができませんので、執務時間内に行ってください。

《記入のご注意》

- 離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、別の届出(戸籍法77条の2の届)が必要です。
- 届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。

■ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
 - まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配付している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

日中連絡がとれる電話番号

電話 ()

自宅・勤務先・携帯 方